

糖尿病療養指導士兵庫県連合会施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、糖尿病療養指導士兵庫県連合会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）の実施のため、会則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会費の徴収)

第2条 会則第8条の規定に掲げる会費は次によるものとする。

- (1) 正会員の会費は、年間 2,000 円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、年間 20,000 円とする。

* (報酬)

第3条 本会の会員が当会に関連する事業において講師等を依頼された場合の報酬を次のとおり定める。但し、共催者等から報酬が支給される場合は重複を認めない。

- (1) 講演会等の講師については、2 時間以下を 10,000 円とし、2 時間を超える場合、1 時間ごとに 10,000 円を加算する。
- (2) 関連する事業で業務への出席等を依頼された際は、4 時間以下を 2,000 円とし、4 時間を超える場合、1 時間ごとに 1,000 円を加算する。
- (3) Web 動画の作成については、1 配信あたり 2,000 円とする。
- (4) 上記 (1) (2) 以外の事例が発生した場合、総務担当理事と理事長による協議を行い、理事会（メールによる迅速審議を含む）で承認した後に執行する。
- (5) 定例理事会の出席についてはこの限りではない。

(交通費)

第5条 理事会および第3条の規定に該当する場合は、交通費（実費）を支給する。

2013 年制定

2016 年改訂

2020 年 9 月 5 日改訂（2020 年 1 月 1 日に遡り施行する）

2021 年 12 月 11 日改訂（2021 年 1 月 1 日に遡り施行する）※

糖尿病療養指導士兵庫県連合会理事長・副理事長選出に関する細則

（目的）

第 1 条 本細則は、本会会則第 14 条 3 項の定めにより、理事長および副理事長の選出について定める。

（候補者）

第 2 条 理事長および副理事長候補となるには、本人が本会の正会員として 5 年以上の会員歴を有するものでなければならない。

2 本細則第 3 条で定める公示期間内に立候補を別途定める書式で理事会に届け出るものとする。

（公示期間）

第 3 条 公示期間は、選出する年の 1 月 1 日から 10 月末日までとする。

（選挙）

第 4 条 選挙は理事会において行う。

2 投票は別途理事会が用意する投票用紙に、出席している理事が、無記名单記で行う。しかし、電子投票を行う場合には、記名单記で行う。

3 不在者投票および委任状による投票は認めない。

4 有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。

5 最上位に有効得票数の等しい候補者が複数あるときは、年長の者を以て得票数一位者とする。

6 理事長及び副理事長候補者が 1 名の場合に限り、信任投票を実施する。

（承認）

第 5 条 前条により確定した当選者は、理事会の承認を受けなければならない。

（細則の改廃）

第 6 条 本細則の改正・廃止は、理事会の承認を受けなければならない。

（附則）

第 7 条 本規程は 2020 年 5 月 30 日から施行する

糖尿病療養指導士兵庫県連合会

理事長・副理事長立候補届出用紙

記入日； 年 月 日

氏名	
ふりがな	
所属	
会員番号	
生年月日	
推薦者氏名及び 会員番号	
所信表明	
備考	